

報道機関各位

選挙管理委員会事務局

令和6年分の政治団体の収支報告書に係る要旨の公表予定について

このことについて、令和7年11月4日に幹事社と打合せを行った結果、下記のとおり実施する予定であることをお知らせします。

記

1 要旨の公表日

令和7年11月26日（水）

2 報道機関への資料の提供

(1) 提供日時 令和7年11月21日（金）午後1時00分頃

(2) 投げ込みにより提供するもの

① 「令和6年分政治資金収支報告書の概要」

ア 配付方法 県政記者室内の各社のボックスへ投げ込みします。

イ 資料内容 公表する収支報告書の要旨を取りまとめた資料。

(3) 希望する報道機関に提供するもの

① 政治団体の収支報告書の要旨の公表に係る告示（県報の原稿）

② 令和6年12月31日現在 政治団体名簿（令和6年分収支報告書の基準日）

③ 令和7年10月31日現在 政治団体名簿（参考配布）

④ 集計表（①の内容を集計可能なエクセルのデータに加工したもの）

⑤ 令和6年分政治資金収支報告書の概要

※ ①～④はエクセルファイル、⑤はPDFファイル

ア 配付場所 青森県選挙管理委員会事務局選挙グループ

イ 配付方法

次の希望する方法により配付

(ア) 各資料を印刷したものを配付

(イ) 希望する資料の電子メール送信

※ 名刺等電子メールアドレスが分かるものを御持参ください。

希望する資料が多い場合、ファイルのサイズが大きくなりますので、受信できるファイル容量に御留意願います。（参考：昨年配付したファイルの最大容量約2MB）

※ 令和元年7月から登録外のUSBメモリ等の記録媒体をパソコンに接続できなくなったため、USBメモリ等による資料提供は行いません。

※ 資料提供後、公表日（令和7年11月26日（水））前における「令和6年分政治資金収支報告書の概要」及び告示原稿の内容等に係る政治団体に対する取材等は、一切禁止とします。

3 記事解禁日指定

- (1) テレビ・ラジオ・インターネット
令和7年11月26日（水）午後1時以降
- (2) 新聞
令和7年11月27日（木）朝刊

4 その他

- (1) 報道機関等に対する収支報告書の閲覧は、公表日（令和7年11月26日（水））の8時30分から実施します。
※ 令和7年11月26日（水）の閲覧場所は、選挙管理委員室（議会棟3階）とし、令和7年11月27日（木）からは選挙管理委員会事務局内での閲覧を予定しています。
- (2) 告示原稿の写しについては、公表日前日（令和7年11月25日（火））まで各社の責任において「県政記者会部外秘」とします。
- (3) 今回公表する収支報告書は、青森県報による収支報告書の要旨の公表と併せて、インターネットによる収支報告書の公表（以下「インターネット公表」という。）を青森県選挙管理委員会ホームページにおいて行います。インターネット公表の開始予定日時及び公表を行うホームページのアドレスは以下のとおりです。
 - ・ インターネット公表開始予定日時
令和7年11月26日（水）午後1時頃
 - ・ 収支報告書の公表を行うホームページのアドレス
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/senkan/seshikin_R6_teiki.html
※ 公表を行うホームページへのリンク等の設定作業を行うため、インターネット公表は、令和7年11月26日（水）午後1時を予定していますが、前後する可能性もありますので、御了承願います。
※ 各政治団体の収支報告書は、それぞれスキャナーでPDFファイル化しており、ダウンロード及び印刷をすることができます。
- (4) 政治資金規正法の改正により、令和8年1月1日以降は、収支報告書の要旨の公表に係る告示は、実施しないこととされましたが、告示用の原稿は作業用として作成しますので、引き続き提供することを予定しています。

政治資金規正法（抄）

（収支報告書の要旨の公表）

第20条 第12条第1項又は第17条第1項の規定による報告書を受理したときは、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、総務省令の定めるところにより、その要旨を公表しなければならない。この場合において、第12条第1項の規定による報告書については、報告書の提出期限が延長される場合その他特別の事情がある場合を除き、当該報告書が提出された年の11月30日までに公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、総務大臣にあっては官報により、都道府県の選挙管理委員会にあっては都道府県の公報により、これを行う。
- 3 都道府県の選挙管理委員会は、第1項の規定により同項の報告書の要旨を公表したときは、直ちにその写しを総務大臣に送付しなければならない。
- 4 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第1項の規定にかかわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により同項の報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを要しない。この場合において、インターネットの利用その他の適切な方法による当該報告書の公表は、同項の規定による報告書の要旨の公表とみなす。

※ （政治資金規正法）第12条第1項の規定による報告書

政治団体の会計責任者が、毎年12月31日現在で提出する政治団体の収支報告書

（政治資金規正法）第17条第1項の規定による報告書

政治団体が解散し、又は政治団体でなくなったときに、その代表者及び会計責任者であった者が提出する収支報告書

報道機関用提供資料	
担 当 課 担 当 者	選挙管理委員会事務局選挙グループ G M 高 橋 昌 広 主幹専門員 川 崎 了
電話番号	(直通) 0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 7 6 (内線) 5 3 6 3、5 3 6 4
事務局長	平 尾 悠 樹 内線：2 1 1 0